

佐賀県規則第21号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

借りたい資金	1 事業開始	3 修学	5 修業	7 医療介護	9 住宅	11 就学支度
	2 事業継続	4 技能習得	6 就職支度	8 生活	10 転宅	12 結婚

を

「

資金の種類	資金
-------	----

」に改める。

様式第6号中「貸付金の種類」を「資金の種類」に改める。

様式第7号中「貸付の種類」を「資金の種類」に改める。

様式第23号中「貸付金の種類」を「資金の種類」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。